

【別紙】

令和8年度障がい者共生地域活性化支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度障がい者共生地域活性化支援事業業務委託

2 業務の目的

就労継続支援事業所等（以下、「事業所」という。）と農林水産業者や商工業者、官公庁のほか公共的な取組の担い手等（以下「一般事業者等」という。）との連携を支援し、地域活性化を図ることにより、障がい者の工賃水準の向上とあわせ、社会経済活動の担い手としての活躍を促進しようとするもの。

3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 事業内容

本事業は、「障がい者共生地域活性化支援拠点」（以下「支援拠点」という。）にコーディネーター等を配置し、以下の事業を実施するものとする。

（1）一般事業者等と事業所のマッチング支援（概ね10件）

- ア 就労継続支援事業所等との連携による地域の社会経済活動の課題解決に向けたニーズ把握
例） ・ 地域の一般事業者等対象とした就労継続支援事業所等を理解するための研修会の開催（3回程度）
・ 就労継続支援事業所等を対象とした地域の一般事業者等を講師とする経営支援セミナー・交流会等の開催（4回程度）
- イ 事業立ち上げ支援
ニーズに対応した、一般事業者等と事業所のマッチング支援。

（2）マッチング支援事例の自走化支援

情報発信や販路開拓、高付加価値化を支援し、事業の自走化を促進。

（3）連携事例の共有

連携事例や成果を共有し、広域的に横展開することを目的とした、連携事例発表会の開催（1回程度）

（4）普及啓発及び販路拡大支援

就労継続支援事業所等に対する販売機会の提供及び障がい者の理解促進を図ることを目的とした、

事業所製品の販売会及び農福連携マルシェの開催（4回程度）

（5）その他

上記を実施するために必要な調査、課題把握及び事業実施の効果と検証

5 支援拠点に配置する職員の数及び要件

（1）配置する職員数（いずれも専任とし、うち2人以上は常勤とする）

職種	職員数
統括コーディネーター	1名
コーディネーター	2名

なお、委託費の範囲内で上記を超える人数を雇用することは妨げない。

（2）配置する職員の要件

（1）の職員は、以下に掲げる内容に該当すること。

ア 障がい及び障がい者を正しく理解していること、又はその意欲を有すること。（必須）

イ 商工業、農林水産業等に関する知識を有し（関連業務経験者等）、就労継続支援事業所等との連携構築に意欲を持っている者

ウ 就労継続支援事業所等による製品及び役務の販路開拓等に関する知識及び意欲を有している者

6 事業実施の報告

事業実施後に、事業実績報告書及び成果品等を県に報告すること。

7 その他

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。